

## 利害関係者との飲食における費用負担

利害関係者と共に飲食することは、禁止されません。

ただし、利害関係者と飲食する場合、県職員は、「適正な費用負担」をする必要があります。

「適正な費用負担」とは、領収書やレシートにより会食の総額を確認し、参加人数で割り返した金額を支払うことをいいます。

したがって、相手方が利害関係者である場合には、仮に、県職員以外の来賓の会費が5千円であっても、会食の総額を参加人数で割り返した金額が1万円であれば、1万円を支払う必要があります。

他方、利害関係者が会食の費用を負担し、職員が「適正な費用負担」をしなくともよい場合（県職員と同じ立場で出席している者と同額でもよい場合）として、千葉県職員倫理規則（以下「倫理規則」という。）の運用上、次の表に掲げる類型があります。

	類 型	要 件				禁止行為 の是非	贈与等 報告
		会食形式	人数	多様性	費用負担		
I	儀礼性の高い会合 次に掲げる会合のうち、右欄に掲げる要件をみたしたもの ①賀詞交歓会 ②褒章の受賞祝賀会 ③創立〇周年記念会	不問	50名程度以上	必要	県職員と同じ立場で出席している者と同額であることが必要	供応接待に該当しない	不要
II	立食パーティー	立食	20名程度以上	不要 (※)		供応接待であるが禁止行為の例外	必要
III	立食パーティーに準ずるもの	着座・座席指定なし	50名程度以上				

(※) 県職員と利害関係者だけの場合には、県民の疑惑や不信を招かないように留意する必要があります。

なお、乾杯のみで退会する場合には、社会通念上、供応接待に当たるとは考えにくいことから、倫理規則の禁止行為には該当しません。

また、一般に乾杯のみであれば、実際の飲食にかかる費用が5千円を超えることは考えにくいことから、贈与等報告書の提出も不要です。（問答集65）